

受診者の注意事項

- 1 健康診断は、健康診断書記載事項がすべて検査できる医療機関（国・公立病院、保健所のほか私立病院、個人病院等の診療機関を含む。）で行ってください。
- 2 本診断書は、出願前6か月以内に受診したものに限り、（ただし、出願日現在在学中であり、1年以内に学校保健法に基づく定期健康診断による胸部エックス線写真を撮影した者は、「胸部エックス線検査」の欄は、その所見によって記入してよい。）
- 3 東北大学在学中の学生は、東北大学保健管理センターから発行される通常健康診断書を提出してもよい。なお、本学在学中で定期健康診断を受けている学生については、志望研究科において一括して健康診断書の審査を行うので、診断書は提出しなくてもよい。

診断医師の留意事項

- 1 聴力の欄は、正常・異常のいずれかを○で囲み、異常がある場合には、その内容を具体的に記入してください。
- 2 胸部X線検査所見の欄は、直接撮影か間接撮影かいずれかを○で囲み、間接撮影の場合には撮影番号を記入してください。判定結果は正常・異常のいずれかを○で囲み、異常がある場合には、その内容（病名など）を具体的に記入してください。
- 3 その他の健康状態の欄は、入学後の健康管理上配慮を要すると認められるものについて、有・無のいずれかを○で囲み、有の場合には、その内容を具体的に記入してください。
- 4 検査方法は、学校保健法施行規則（昭和33年文部省令18号）により行ってください。